



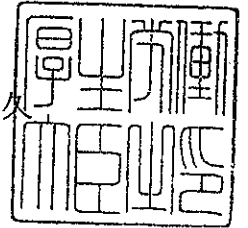
厚生労働省発食安0331第27号

平成 27 年 3 月 31 日

薬事・食品衛生審議会

会長 橋 田 充 殿

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久



諮 問 書

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第10条及び第11条第1項の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

記

1. 1-メチルナフタレンの添加物としての指定の可否について
2. 1-メチルナフタレンの添加物としての規格基準の設定について